

目次

はじめに 今日の日本の問題は、明日の東アジアや ASEAN の問題 v

第1部 外国人看護・介護人材受け入れの現状と課題

第1部解説 2

看護人材編

- 第1章 古くて新しい問題としての看護人材育成
—EPA 看護師の導入を中心に

平野裕子 4

- 第2章 外国人看護師の職場適応・協働への課題

石川陽子 16

介護人材編

- 第3章 秋田県における外国人介護人材の現状と支援に向けた取り組み
嶋ちはる・橋本洋輔・秋葉丈志 26

- 第4章 地域定住外国人介護従事者のための持続的な日本語支援
—すみだ日本語教育支援の会と産学官連携活動

宮崎里司・中野玲子・宇津木晶 36

- 第5章 日台介護人材の連携育成にかける
—東アジア介護のサステナビリティ

王珠恵・廣橋雅子 46

看護・介護人材編

- 第6章 インドネシアの送り出し政策と多言語教育
—看護・介護人材をめぐる非英語圏諸国の課題

奥島美夏 57

- 第7章 海外からの医療福祉人材に対する日本語教育関係者の動き
— 「看護と介護の日本語教育研究会」の活動を中心に
神村初美・西郡仁朗 70

第2部 外国人看護・介護人材のための日本語教育 および国家試験の支援

第2部解説 84

看護人材編

- 第1章 病棟で働く看護師の言語活動調査から見えてくるもの
— 看護師の職務と言語活動の概要
奥田尚甲 86

- 第2章 国境を越える看護師が拓く未来
— 日本語による看護師国家試験というハードルに関連して
池田敦史 97

介護人材編

- 第3章 世界に開かれた資格試験
— 介護福祉士国家試験のあり方
三枝令子 108

- 第4章 外国人介護人材に対する日本語支援について
— 受け入れ施設を中心に
遠藤織枝 118

- 第5章 介護福祉士候補者のための介護用語学習支援ウェブサイトの
開発と活用
中川健司・角南北斗・齊藤真美・
布尾勝一郎・橋本洋輔・野村愛 128

第6章	外国人介護従事者のための日本語運用能力判定基準 (ワセダバンドスケール) の開発 — 段階・職域を超えた連携の試み 宮崎里司・中野玲子・早川直子・奥村恵子	139
第7章	介護職における定住外国人支援の在り方を考える — 介護記録のテキスト作成の試みから 齊木美紀・田中奈緒	150

第3部 外国人看護・介護人材現場の実証研究

第3部解説 162

看護人材編

第1章	インドネシア EPA 看護師候補者第1陣の8年後 — 候補者それぞれの進路について 平井辰也	164
第2章	EPA 看護師の国家試験合格後の支援から見えてきたこと 岡田朋美	174
第3章	当事者の視点から EPA を振り返る — 10年目の節目にあたって デウィ・ラッハマワティ	185

介護人材編

第4章	自律学習を中心に据えた支援に関する一考察 — 介護福祉士候補者に対する学習支援と候補者の振り返り 野村愛	198
-----	--	-----

- 第5章 介護就労現場における日本語教育の役割再考
 — 外国籍介護職従事者に対する「社会に関わる」授業活動から
 中村知生 208

第4部 外国人看護・介護人材とサスティナビリティ

第4部解説 220

介護人材編

- 第1章 国際間大学協働による持続可能な日本語予備教育の可能性
 西郡仁朗／神村初美／アエプ・サエフル・バッフリ／
 ジュジュ・ジュアンシー 222
- 第2章 介護に従事する多様な海外人材のチャネルと人材育成
 安里和晃 234
- 第3章 外国人介護者とのワークシェアリング
 中井久子 245
- 第4章 外国人介護人材の定着の可能性と求められる役割
 — ベトナム人看護学生に対するアンケート結果を踏まえて
 天野ゆかり 256

看護・介護人材編

- 第5章 「暮らしやすい社会」という理想に向けて
 — 異文化協働の愉しさ構築
 二文字屋修 267

おわりに 持続可能な社会の実現のために 278

索引 281

執筆者プロフィール 286

第1章

古くて新しい問題としての看護人材育成

—EPA 看護師の導入を中心に

平野裕子

要旨

本章では、二国間経済連携協定（EPA）に基づく海外の看護人材の導入の現状と課題について社会的に分析する。EPA 制度に基づく看護人材の導入は、外国人をいかに受け入れるかという議論に終始している。このため二国間の貿易推進の目的という国の欲求充足が優先され、その結果、外国人や受け入れ現場の意向に沿わない、かなり不自然な受け入れ状況が起こっていることを明らかにする。また「外圧」によって EPA 制度の見直しが行われてきたが、必ずしも効果的な見直しではないことを指摘する。最後に、国家試験に合格しても帰国する者が後を絶たない現状に対して、日本社会は移民政策を導入するだけでなく、国籍の如何を問わず、看護師が誇りを持って働き続けられる労働環境を確保する必要性を述べる。

キーワード

EPA（二国間経済連携協定）、外国人看護師、国家試験、キャリア、帰国

1. EPA 制度とそれをめぐる議論

二国間経済連携協定（以下、EPA）下での医療福祉人材の受け入れが 2008 年のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第一陣より始まってから、そろそろ 10 年の節目を迎えようとしている。当初医療福祉の分野で、公的な枠組みで初めて導入された外国人として大きく報道されたのは、いまだに記憶に新しい。それから 10 年以上が経過し、本制度で入国した者は、インドネシア、フィリピン、ベトナム 3 カ国で計 4,700 人を超えた（平成 29 年 10 月 1 日現在）。EPA 制度の目的は、「外国人の就労が認められていない分野で、候補者本人が国家資格の取得を目指すことを要件の 1 つとして、研修など一定の要件を満たす病院や介護施設での就労を特例的に認めるもの」で、「一人でも多くの外国人候補者が看護師や介護福祉士の国家試験に合格し、その後、継続し

第2章

外国人看護師の職場適応・協働への課題

石川陽子

要旨

EPAによる外国人看護師の受け入れは、日本の医療現場に新たな時代をもたらした。外国人看護師との協働は日本語能力によるコミュニケーションの問題以外にも、二国間の医療・看護や文化・価値観の違いにより発生するさまざまな課題を内包し、これは職場での対立や離職の引き金となっている。EPA看護師の存在は看護界にグローバル化のヒントを与えているが、今後の協働のためには看護師国家試験学習のための環境整備だけでなく、EPA看護師・候補者のネットワーク形成や資格取得後の継続教育等、新たな取り組みが必要となる。

キーワード

異文化適応、ジェンダー、宗教、下方移動、スキルの剥奪

1. EPA 看護師・候補者の職場適応の課題

1.1 看護候補者の来日動機と受け入れ理由とのギャップ

2015年の国際厚生事業団の調査によると、EPA看護師候補者の受け入れ目的として97%の施設が「国際貢献・国際交流のため」を挙げており、「職場の活性化のため」(85%)、「将来の外国人看護師受け入れのテストケースのため」 「人員不足解消のため」(各74%)がこれに続く^{注1}。外国人看護師を受け入れることで「国際貢献・国際交流」や「職場の活性化」を期待するのは、医療機関においてもグローバル化や多様性の理解といった認識が進んでいることを示している。しかし、EPA看護師候補者は3年間就労する看護補助者というマンパワーとして期待されていることも否定できない。医療施設では患者の高齢化に伴い、食事介助、入浴介助、おむつ交換といった業務が増加しており、急性

注1 国際厚生事業団「平成27年度 外国人看護師受入れ施設巡回訪問実施結果について」
<http://jicwels.or.jp/files/junkai-report_N-H27> (2017年12月8日閲覧)

第 3 章

秋田県における外国人介護人材の現状と
支援に向けた取り組み

嶋ちはる・橋本洋輔・秋葉丈志

要 旨

本章は、少子高齢化や人口減少が全国で最も深刻であると言われている秋田県において、外国人介護人材の受け入れの現状や、現在秋田県内で行われている外国人介護人材に対する日本語教育支援について報告するものである。秋田県は外国人散住地域であることに加え、県内が広域であることや、公共の交通機関が限られることなどの地理的、環境的要因、さらには指導者不足の問題も加わり、外国人介護人材に対する支援の在り方について模索が続いている。本章では、まず秋田県における外国人介護人材を取り巻く状況について概観する。次に筆者らが秋田県内の介護施設に対し行った外国人材の受け入れに関する調査の結果や遠隔教育における日本語教育支援を紹介し、秋田県における支援の今後の課題について述べる。

キ ー ワ ー ド

秋田県、外国人散住地域、遠隔教育、指導者不足、ネットワーク

1. はじめに

秋田県は、少子高齢化や人口減少が全国で最も深刻であると言われている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2010年には108万6千人だった秋田県の人口は、2040年には70万人に減少し、高齢化率についても県内の65歳以上人口の割合が2010年には29.6%だったものが2040年には43.8%に至ると予測されている^{注1}。この急速な高齢化を受け、介護人材に対する需要も急激に高まっている。2015年3月に秋田県が策定した「秋田県第6期介護保険事業支援計画・第7期老人福祉計画」（以下、秋田計画）によると、

注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口—平成22(2010)～52(2040)年(平成25年3月推計)」『人口問題研究資料』第330号 <<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/6houkoku/houkoku.pdf>> (2017年1月30日閲覧)

第 4 章

地域定住外国人介護従事者のための 持続的な日本語支援

— すみだ日本語教育支援の会と産学官連携活動

宮崎里司・中野玲子・宇津木晶

要 旨

本章は、地域在住外国人介護従事者のための持続的な日本語支援を目指す活動の一つとして、東京都墨田区における社会福祉法人賛育会、墨田区役所、ならびにボランティア団体である NPO 法人「てーねん・どすこい倶楽部」、そして早稲田大学が役割参加している「すみだ日本語教育支援の会」（支援の会）の実践活動を報告する。産学官連携プロジェクトとして始動した「支援の会」が開催している日本語教室開講の経緯や、行政への陳情等の支援の会の活動について述べる。また、教室活動を通じた受益者観の変容により、受講生も自主的に教室参加をすることで、地域社会全体が受益者となり、「利」の循環が起きる仕組みを構築する結果となっている状況も報告する。そして最後に、産学官連携や、定住外国人に関心を寄せる意義を述べる。

キ ー ワ ー ド

産学官連携、受益者、市民リテラシー、利の循環、持続可能性

1. はじめに一開講までの経緯

早稲田大学（以下、早稲田）と墨田区との連携は、2001年に、すみだ中小企業センターで開催された「すみだものづくり 21 世紀フェア」に、早稲田の技術移転機関（Technology Licensing Organization）である産学官研究推進センターが参加したことに遡る。当時、次世代の教育・研究スタイルへの変革を進め、大学の多様な英知や見識を広く社会に還元することを責務と捉える早稲田が、墨田区が持つ中小企業製造業の多様性や文化的資源に産学官連携の新たな可能性を見出したのが発端となり、文化の育成・発展や産業振興、人材育成、まちづくり、学術等幅広い分野での相互連携を図る目的で、2002年、両

第5章

日台介護人材の連携育成にかける

—東アジア介護のサステナビリティ

王珠恵・廣橋雅子

要旨

2,400万人の人口を有する台湾は、80年代から女性労働力が上昇して共働きが多く、従来主婦が担ってきた「公婆」（中国語で義理の両親のことを指す）の世話を東南アジアからの介護人材が住み込みで介護をしている。亞智威信有限公司^{注1}（以下、アジアナワイズ社、略してAW社）は2008年から台湾の医療福祉人材育成と通訳教育を主要業務として、日本介護研修・通訳実習団を実施してきた。本章ではAW社の王と佐久大学の廣橋が見た東アジアの介護環境の動向と課題を述べた後、今後、介護教育は、経済再活性化の主軸となることを述べる。

キーワード

介護人材、介護マネジメント、日台介護教育提携、介護政策、長期介護

1. はじめに

台湾は数十年前から外国人労働者の導入を実施してきた。台湾の出生率は世界でワースト1である。行政院のデータによれば^{注2}、台湾における0～14歳の人口は、2010年は363.4万人（15.7%）で、2050年は177.5万人にまで減少し、全国人口に占める割合は10%以下になる。台湾における65歳以上の人口は、2018年には全人口の約14%の344万人となり、2026年には473万人になる見込みで、これは全人口の20.6%を占めるという超高齢化社会になる。2016年の長照1.0^{注3}の10年計画の介護予算を使っても、75.5万人の要支援・

注1 アジアンワイズ社は2004年に成立し、日台で活躍できる介護福祉士や医療通訳養成、日台介護ビジネスコンサルタント会社である。<<http://asianwise.net/index.htm>> FB<<https://www.facebook.com/asianwisetw>>（2018年1月17日閲覧）

注2 行政院經濟建設委員會2010年9月公布。

注3 長照1.0とは、台湾政府が日本の高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）を

第6章

インドネシアの送り出し政策と多言語教育

— 看護・介護人材をめぐる非英語圏諸国の課題

奥島美夏

要旨

看護師・介護士を中心とした保健医療人材の国際移動が、1990年以降、急激に拡大する中、英米豪を中心とする英語圏諸国に対して、非英語圏諸国は域内での人材確保に力を入れている。だが、保健医療人材に要求される技能に加えて、語学力も年々多様化し、コストが増えるという課題を抱えている。中東や東アジアへの家事・介護労働者派遣に加えて対日EPAで看護師・介護福祉士候補も送り出すインドネシアは、民主化改革下で移住労働者保護や保健医療人材の国内配置に力を入れ、新規送り出し国の開拓を進める。一方、国内の学校教育では第2外国語を必修科目から外し英語教育に特化するなど、多言語教育の需要にそぐわない政策も見られ、総合的な政策調整や補助的語学教育の振興が求められている。また、受け入れ諸国における労働条件の改善や、転職・進学支援などのインセンティブも必要となっている。

キーワード

インドネシア、家事・介護労働者、看護師、民主化改革、多言語教育

1. 問題の所在

前世紀から、少子高齢化やグローバル化の進行とともに保健医療人材の国家間移動が顕著となり、自由貿易促進や経済共同体の形成なども受けてますます拡大している。だが、フィリピンやインドなどからその旧宗主国である英米や豪州へ、あるいは冷戦後の西欧諸国から東欧諸国への人流に比べ、東アジア（東南アジアを含む）域内では受け入れ・送り出し国とも言語・文化的多様性に富み、労働環境整備で遅れをとっていることもあり、必ずしも移動が円滑で

第7章

海外からの医療福祉人材に対する 日本語教育関係者の動き

— 「看護と介護の日本語教育研究会」の活動を中心に

神村初美・西郡仁朗

要旨

EPAによる海外からの看護師・介護福祉士候補者の受け入れをきっかけに、日本語教育学会やそのほかの有志などが、候補者支援や受け入れ態勢の整備のためにさまざまな活動を行ってきている。本章では、それらのうち、「看護と介護の日本語教育研究会」の活動内容やその変化を軸として、日本語教育関係者が海外からの医療福祉人材の受け入れについてどのように考え対応してきたかを示す。また、日本語教育関係者の今後の方向性についても併せ考察する。

キーワード

医療福祉人材、日本語教育関係者、看護と介護の日本語教育研究会、EPA 看護師・介護福祉士候補者、技能実習生

1. はじめに

海外からの医療福祉人材の受け入れや外国籍の同人材に対する支援は、EPAによる受け入れ開始以前から行われている。NPO法人「AHPネットワークス」^{注1}によるベトナム人看護師の受け入れや、介護ヘルパーとして働いている、あるいは介護ヘルパーになりたい外国籍の人々に対する日本語教室「すみだ日本語教育支援の会」^{注2}などが代表的な例である。しかし、多くの日本語教育関係者にとり、新しい日本語教育のフィールドとして海外からの医療福祉人材への日本語教育が意識されたのは、2008年のEPAによる外国人看護師・介護福祉士候補者（以下、候補者）の受け入れであろう。日本語教育関係者が集う

注1 詳細は下記を参照されたい。<<http://www.ahp-net.org>> (2017年4月29日閲覧)

注2 詳細は下記を参照されたい。<<http://sumidanihongo.web.fc2.com/index.html>> (2017年4月29日閲覧)

第1章

病棟で働く看護師の言語活動調査から 見えてくるもの

— 看護師の職務と言語活動の概要

奥田尚甲

要旨

EPA（経済連携協定）の枠組みで、2008年から外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れが始まった。看護師候補者の場合は介護福祉士候補者とは異なり、国家資格取得後に業務内容が大きく変わる。そのため、国家資格取得以上に看護師として働くことは困難を伴うことが奥田（2011a, 2011b）で示唆されているが、実際の病院内における言語活動については不明であり、それに関わる調査・研究と言えるのは看護師の申し送りの談話分析に関する永井（2007）くらいである。本章では、代表的な看護師の職場である病院の病棟内で、看護師を対象に言語活動調査を行い、その中で得られた看護師の職務の概要と、言語活動の一例を示し、目標言語調査^{注1}という観点から、就労を持続可能なものとする日本語能力の育成についての議論に今後つながるものとしたい。

キーワード

目標言語調査、看護、病棟、職務、四技能

1. 協力病院・病棟とその業務の概要

一言で看護師と言っても、その職務内容や職務上の習慣等は職場それぞれによって大きく異なる。また、同じ病院でも病棟が異なるだけでかなりの違いがあるため、本節では当該病院・病棟の説明と、基本的な職務内容の説明を行う。

1.1 協力病院・病棟の概要

看護師の職場はさまざまな場所（学校・企業・保健所・家庭など）がある

注1 学習者が活動を目的とする現場で使用される語彙、文型、談話形式などや、「読む」「聞く」「話す」「書く」においてどの程度の能力が必要であるのかの調査。

第2章

国境を越える看護師が拓く未来

—日本語による看護師国家試験というハードルに関連して

池田敦史

要旨

2008年のEPAによるインドネシア看護師・介護福祉士候補者の受け入れを契機に外国人看護・介護人材に関する報道が盛んになった。当初、特に非漢字圏の候補者が難解な漢字や専門用語による試験に合格できるかが注目され、日本語教育に携わる者に大きな問いが突き付けられた。その後、種々の制度上の工夫はあったが、合格率は依然10%前後で低迷している。本章は筆者が関わった実践における合格者の結果をもとに日本語による看護師国家試験というハードルの意義について報告する。

キーワード

EPA 看護師候補者、看護師国家試験、合格率、日本語指導、漢字

1. はじめに

EPA 看護師候補者（以下、候補者）に直接指導している立場からの研究として、池田ほか（2010）、池田（2011）、池田・深谷・堀場（2011）で、国家試験の専門用語を分かりやすく言い直す工夫など日本語指導の試行錯誤について触れた。本章は2014年に始まったベトナム人看護師候補者の受け入れ開始後から合格者を出した成果を踏まえたものである。指導例として尾形（2011）では、NPO 組織による例が具体的に語られている。公的な制度の不備を民間組織と個々のボランティアがいかに補ったかの好例である。候補者に国家試験合格に向けて学習せよ、という目標だけが与えられ、どんな参考書を選んだら良いのかさえ分からなかったという事業開始当時の苦勞が述べられている貴重な資料である。

有路・関・金子（2014）では候補者が国家試験でつまづくのは専門用語ばかりではなく、国家試験の文章の中で使われる日本語の日常用語（つまみ上げ

第 3 章

世界に開かれた資格試験

— 介護福祉士国家試験のあり方

三枝令子

要 旨

介護福祉士国家試験は、2012年に厚生労働省から出された「経済連携協定（EPA）介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会報告」によって大きく変わった。本章では、この変化の内容、要因と、国家試験の今後の課題を検討した。人が母国以外でより良い条件を求め、国家試験を受験しようとすることは今後増えていくだろう。その試験が試験として品質の良いものであること、そして、資格が求める能力が試験に反映されていることが求められる。

キ ー ワ ー ド

介護福祉士国家試験、ルビ、試験の信頼性、試験の妥当性、設問の指示文

1. はじめに

外国人のための日本語試験である日本語能力試験の Web サイトに、N1（日本語能力試験の最も上のレベル）が受験資格になっている国家試験として、以下の試験が挙げられている^{注1}。

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救命救急士、言語聴覚士、獣医師

これらの資格試験では、外国人の受験が想定されていると言える。しかし、日本語能力については特に指定がない資格試験もあるし、そのほうが数は多い。これは、外国人の受験をそもそも想定していないとも考えられる。外国人

注1 国際交流基金と財団法人日本国際教育支援協会「日本語能力試験公式サイト」<<http://www.jlpt.jp/about/merit.html>>（2017年11月25日閲覧）

第 4 章

外国人介護人材に対する日本語支援について

— 受け入れ施設を中心に

遠藤織枝

要 旨

介護現場に EPA 介護福祉士候補者・介護福祉士が加わるようになって 9 年目を迎えた（現場受け入れは、候補者は 2009 年、介護福祉士は 2012 年から）。

当初は、受け入れた介護関連施設（以下「施設」）では、外国人介護従事者を初めて受け入れたところも多く、かなり混乱が見られた。その後、経験を積むにつれ、受け入れ数も増えてきて、2017 年度までに施設が受け入れた候補者数は 3492 名に及んでいる^{注1}。本章では、外国人従事者を介護現場で受け入れる上で必要な日本語支援について、① 支援すべき内容の整理、② 支援の実態の考察、③ 新たな問題と方向の提起の 3 点を述べる。考察の対象と方法は、Ⅰ 介護福祉教育の側からの調査報告の分析と、Ⅱ 介護福祉士国家試験（以下「国試」）の合格者への聞き取り調査を中心とするものである。

キ ー ワ ー ド

受け入れ施設、日本語支援、国試合格者、用語の平易化、日本語教育への理解

1. 考察の対象と方法

1.1 調査対象

聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科赤羽克子教授の同意のもとに、同教授らの「EPA 外国人介護福祉士候補者への支援態勢が国家資格取得に及ぼす影響に関する研究」の報告書（以下、赤羽報告）の中の日本語教育と国家試験対策の部分を抜粋して整理分析する。そのほか、厚生労働省の「外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会」^{注2}で配布された資料なども参照する。調査対

注 1 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyo_kuhakenyukiroudoutaisakubu/epa_base_2909.pdf>（2017 年 12 月 19 日閲覧）

注 2 2014 年 10 月 30 日～2016 年 10 月 4 日にわたり、13 回開催。

第 5 章

介護福祉士候補者のための介護用語学習支援
ウェブサイトの開発と活用

中川健司・角南北斗・齊藤真美・布尾勝一郎・橋本洋輔・野村愛

要 旨

EPAに基づく、インドネシア、フィリピン、ベトナム出身の介護福祉士候補者の国家試験受験に向けた日本語学習においては、介護分野の専門語彙（介護用語）の習得が中心的な課題となっている。本章では、筆者の研究グループが開発した国家試験受験向けの介護用語学習ウェブサイト「介護の漢字サポーター」および「介護のことばサーチ」の機能、およびその活用方法、実践例を紹介した後、現在開発を進めている学習支援ウェブサイト「かいごのご！」の機能とそれが目指すものについて述べる。

キ ー ワ ー ド

学習支援ウェブサイト、介護用語、自律学習、二漢字語、漢字語彙

1. EPA 介護福祉士候補者の介護用語学習について

本節では、まず、EPAに基づく、インドネシア、フィリピン、ベトナム出身の介護福祉士候補者（以下、候補者）が介護福祉士国家試験（以下、国家試験）受験に向けて、どのような語を学ばなければならない、そのためにはどのような学習支援が必要なのかを考えてみたい。候補者は、日本で介護従事者として継続して就労するために、国家試験に合格することを求められている。大場（2016）は、国家試験は旧日本語能力試験のレベルで見た場合、「1級の文法項目は殆ど出現せず、2級も限られた文法項目の出現である」のに対し、「名詞は、まず、級外が1,580語で41.9%を占めており、専門語彙の頻出が予測される」ことから、「文法は限られた項目を学習し、専門語彙を計画的に導入するのが効率的である」としている。このように捉えた場合、国家試験受験に向けた日本語学習においては、文法よりも介護分野の専門語彙、言い換えると、介護用語の習得が中心的な課題となると考えられる。それでは候補者は、

第6章

外国人介護従事者のための日本語運用能力判定
基準（ワセダバンドスケール）の開発

— 段階・職域を超えた連携の試み

宮崎里司・中野玲子・早川直子・奥村恵子

要 旨

外国人介護従事者は、多様な背景を持つ。そして、外国人介護従事者の日本語学習は、現地・国内・配属施設での学習と継続され、日本語教育や介護の専門家以外にさまざまな人々関わる。このような状況において宮崎（2015）は、効果的な学習のために、連続性ないし整合性（アーティキュレーション）への意識化、つまり関係者ごとに異なる日本語教育の捉え方を意識し合う作業が重要だと指摘する。本章では、段階・職域を超えた連携について考察しながら、第1節では、多様な学習者に多様な関係者が関わっている実情を述べる。第2節では、介護現場の日本語について論じ、第3節で連携のためのツールとしてワセダバンドスケール（Waseda Band Scales: WBS）を紹介する。

キ ー ワ ー ド

多様な学習者、多様な関係者、アーティキュレーション、連携、ワセダバンドスケール

1. 外国人介護従事者と日本語

外国人介護従事者のタイプはさまざまである。彼らは日本人配偶者ビザで滞在し、就労の選択肢の一つとして介護職に就く者、日本と母国間の協定により期間限定で来日し介護福祉士の国家試験合格に向けた勉強をしながら施設で働く者、そして、国家試験に合格して介護福祉士として働く者などに大別できる。

彼らの国の介護現場と日本の介護現場は、ことば（専門用語を含む）もシステムも異なり、ともすれば「介護」ということばの認識すら共通ではない可能性もある。外国の高齢者と関わり、外国のことばを使って仕事をする。もし自

第 7 章

介護職における定住外国人支援の在り方を考える

— 介護記録のテキスト作成の試みから

齊木美紀・田中奈緒

要 旨

筆者らは、横浜市にある横浜市福祉事業経営者会^{注1}（以下、経営者会）が主催する定住外国人対象の介護職員初任者研修（以下、初任者研修）において、日本語補講の支援をしている。2014年に介護職に従事することを目指す定住外国人を対象としたテキスト開発を試みた。本章ではその際の実践報告を行い、今後の日本の介護分野における役割参加が期待される定住外国人支援について考察を加えたい。

キ ー ワ ー ド

定住外国人、介護職員初任者研修、自然習得、介護記録、持続的

1. はじめに

周知の通り日本の高齢化は急速に進み、厚生労働省が2015年6月24日に発表した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」^{注2}の中で、2025年には日本全国で約37万人の介護職員不足が生ずるとされている。介護分野における外国人受け入れについては、すでに2008年からスタートしているEPAでのフィリピン、インドネシア、ベトナムからの受け入れに加え、現在は技能実習制度の介護職への追加、留学生への「介護」の就労ビザが議論されており、今後の外国人受け入れが増加することは明らかである。

しかしながら技能実習制度については、予め期間が決まっており、期間終了とともに帰国することが義務付けられている。EPAは国家試験に合格しなけ

注1 公益社団法人横浜市福祉事業経営者会は、横浜市内の老人福祉施設97法人が加盟し、「特養申込受付センター」「職業紹介」「研修」の三事業を展開している団体である。

注2 2025年の介護人材の需要見込み253万人に対し、介護人材の供給見込みは215.2万人となっており、需要ギャップとして37.7万人不足するとされている（2015年6月24日発表）。
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088998.html>>（2015年12月2日閲覧）

第1章

インドネシア EPA 看護師候補者第1陣の
8年後

— 候補者それぞれの進路について

平井辰也

要旨

本章は、EPA（経済連携協定）に基づき来日したインドネシア EPA 看護師候補者について、8年間にわたる追跡調査の結果である。調査対象者は、看護師や准看護師になった者、現地で看護師に戻る者、結婚し家庭に入る者、起業する者、国家試験再受験を目指す者などさまざまであるが、EPA 制度の課題を検証するとともに、日本が看護・介護の医療福祉部門の専門職として外国人人材を受け入れる問題点を考察している。

キーワード

外国人介護人材、インドネシア EPA 看護師候補者、看護介護の専門職、准看護師、ムスリム

1. はじめに

2008年8月7日、EPA（経済連携協定）に基づき104名のインドネシア EPA 看護師候補者が来日した。その中の25名について、筆者は現在（2016年10月）まで8年間にわたり追跡調査してきた。

25名の中で看護師国家試験合格者は5名である。また EPA 第1陣が候補者として日本に滞在期間中には准看護師試験受験は認められなかったが、その後准看護師試験受験が認められるようになり、2名が再来日をして准看護師免許を取得した。さらに滞在期間中に合格できずに帰国した者の進路もさまざまであり、現地で看護師に戻る者、結婚し家庭に入る者、起業する者、国家試験再受験を目指す者など多様である。今回は EPA に基づき来日した看護師候補者第1陣25名の8年間を追うことで、国家間の協定のもと、日本で初めて外国人専門職として受け入れを行った EPA 看護師候補者が、どのような軌跡をた

第2章

EPA 看護師の国家試験合格後の
支援から見えてきたこと

岡田朋美

要旨

EPA 看護師の国家試験合格後の課題とは何か。EPA により日本で就労することになったインドネシア人 EPA 看護師に日本語教師として関わった経験をもとに、日本で就労する EPA 看護師の課題を明らかにする。特に、国家試験合格後も継続して支援をした EPA 看護師 A を中心に、2 回のインタビューを通して、彼らの置かれている状況を把握する。国家試験に向けての日本語支援は充実してきた。しかし、国家試験合格はゴールではない。国家試験に合格し EPA 看護師となったほうが、実践的な日本語が必要になる場面が多い。EPA 看護師が、日本で専門性を持つ看護のプロとして、また生活する一人として、十全的に役割参加するには、支援者としてどのような点に注目すれば良いのか。EPA 看護師のライフステージの中で、日本語教師はどのような役割を担えるのか。アーティキュレーションと市民リテラシーの観点に注目して見ていく。

キーワード

支援、アーティキュレーション、市民リテラシー、共生、役割

1. はじめに

筆者は、2009 年から 2014 年まで、関東地方にある受け入れ病院の支援チームの一人として、日本語教師という立場で支援に携わってきた。筆者が関わってきた EPA 看護師 A は、インドネシアの第一陣の EPA 看護師の候補生として 2008 年に来日（2011 年 3 月に国家試験に合格）しており、日本が EPA の枠組みで受け入れた最初のグループであった。受け入れ開始当初、病院側で日本語教育という専門分野を知る者は多くなかった。EPA 看護師の候補生は、看護師国家試験に合格しなければ帰国を余儀なくされる。このため、一般に、国家試験合格を目指した学習が中心となっていて、国家試験合格後まで日本語

第3章

当事者の視点から EPA を振り返る

— 10年目の節目にあたって

デウィ・ラッハマワティ

要旨

本章^{注1}では、EPAに基づきインドネシアから看護師候補者として来日した筆者が、来日してから現在までを振り返り、当事者の視点から実体験とともに本音を語った。2008年に来日してから2012年に看護師国家試験に合格するまでの苦労話、日本の病院で就労する中で気づいた日本とインドネシアの違いや看護業務に関する日本語の難しさ、そして、最後は日本で外国人看護師が働きやすくなるための私見について述べた。

キーワード

EPA、看護助手、国際厚生事業団（JICWELS）、准看護師、ルビ

1. はじめに

私はEPAプログラムで、2008年8月にインドネシアから日本に来ました。なぜ日本に来たのかあまり考えていませんでした。それでも日本語を一生懸命勉強しました。先生から何度も目的を聞かれました。私の友人の答えは家族のため、お金を稼ぐためとか、国のために働くとかすごい目標を語っていました。でも私が目標を持っていなかったのは、たぶん若かったからでしょう。

2009年2月に初めて病院に来て、働き始めた時どんな気持ちだったかというところ、心房粗動（不整脈）というのが最初の感想でした。これはいつものリズムではなく、フラットなリズムでもありません。病院に来た時の気持ちは自分のイメージと実際はまったく違って、ショックでした。私の仕事は看護助手の仕事で、掃除やゴミ捨て、荷物運搬など、自分が抱えてきたことと仕事が全然違っていただけです。看護助手は皆年齢が高く、体力も十分ではありません

注1 本章は、筆者の思いや臨場感が伝わってくるように、実際の看護師の方の語り口調のまま載せることにしました。そのため、他の論文の文体と統一していません。

第 4 章

自律学習を中心に据えた支援に関する一考察

— 介護福祉士候補者に対する学習支援と候補者の振り返り

野村愛

要 旨

EPA に基づき来日した外国人介護福祉士候補者は、政府による公的な日本語研修修了後、約 3 年間、就労現場で仕事と学習を両立しながら、介護福祉士国家試験の合格を目指す。そのため、受け入れ施設による候補者への学習支援だけでなく、候補者自身も自律的に学習することが求められる。また、国家試験合格後も介護福祉士として専門性を高めていくために自ら学び続ける必要があることから、自律学習は重要である。本章では、筆者がある社会福祉法人で行った学習支援の実践を取り上げ、国家試験に合格後に行った候補者 2 名による振り返りから、自律学習を中心に据えた学習支援の留意点について考察した。

キ ー ワ ー ド

自律学習、個別支援、振り返り、モチベーション、就労現場での学び

1. はじめに

2008 年、EPA に基づき、外国人介護福祉士候補者（以下、候補者）の受け入れが開始された。本制度では、候補者は実務経験 3 年を経て、介護福祉士国家試験を受験する義務があり、国家試験に合格した者のみ日本での就労継続が可能となる。国家試験出題基準の考えに、「介護とは、単に技術的な営みではなく人間的・社会的な営みであり、総合的・多面的に理解されるべきものであり、4 領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）を横断する総合問題から出題する」とある^{注1}。つまり、介護に関する幅広い知識が求められ、それに関連する専門用語や漢字の習得も必要となる。

EPA の制度では、候補者を受け入れるにあたり、受け入れ機関や受け入れ

注 1 公益財団法人社会福祉振興・試験センター「介護福祉士国家試験出題基準」<http://www.sssc.or.jp/kaigo/kijun/kijun_01.html>（2017 年 12 月 22 日閲覧）

第 5 章

介護就労現場における日本語教育の役割再考

— 外国籍介護職従事者に対する「社会に関わる」授業活動から

中村知生

要 旨

本章は外国籍介護職従事者に対して行う授業活動としての日本語教育実践について論じたものである。本章ではまず現状の「介護就労現場に必要な日本語を教える」日本語教育の支援の限界を指摘した上で、その反証として「社会に関わる」ことを目指す授業活動を計画・実施し、その結果から①「介護就労現場に必要な日本語を教える」ものではない日本語教育実践に向けた視点、さらに、②「介護就労現場における日本語教師の役割」再考のための観点の提示と展望を試みた。本活動を通じて、外国籍介護職従事者は社会と自身の関わりを意識化していたことが分かり、社会変革のための発信者という役割を担う可能性も窺えた。このような授業活動の成果から、結論では外国籍介護職従事者の「ありよう」を見るという視点からの実践的アプローチを提示し、「社会への働きかけとしての授業活動」という見方を教師が意識化する必要性を示した。

キ ー ワ ー ド

パブリックコメント、日本語教師の役割、移民受け入れ、日本語教育の社会変革性、「個」としての外国籍就労者

1. 問題意識—移民受け入れ社会における日本語教育の役割

2008年より始まったEPAによる外国籍介護職従事者の受け入れ^{注1}、さらに2016年の出入国管理・難民認定法改正による外国人の「介護」の在留資格新設と、昨今、外国籍介護職従事者の受け入れに向けた動きが盛んになっている^{注2}。介護のような人々の生活にとって身近な職種での海外人材の登用は、日

注1 本章で言及されているEPAの看護・介護職従事者受け入れの枠組みは、いずれも2011年6月時点のものである。

注2 法務省(2016)「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の概要」<<http://www>

第 1 章

国際間大学協働による持続可能な
日本語予備教育の可能性西郡仁朗／神村初美／アエフ・サエフル・バッフリ／
ジュジュ・ジュアンシー

要 旨

本章では、日本とインドネシアとの大学間協定に基づく、外国人医療福祉人材育成のための公学連携事業による持続可能な日本語予備教育の試みを取り上げる。まず、日本とインドネシアにおける日本語予備教育の経緯と背景を示し、次に、日本とインドネシアとの2地点間をつないだ遠隔授業およびインドネシアでの教室授業の概要とその実際について提示する。そして、これらの実践に対し行ったアンケートおよび追跡調査から、そこにある課題を明示した上で、国際間大学協働における持続可能な日本語予備教育の成果と可能性を示す。

キ ー ワ ー ド

インドネシア、公学連携事業、日本語予備教育、遠隔授業、国際間大学協働

1. 公学連携による EPA 医療人材育成の支援

著者のうち2名（西郡・神村）が所属していた首都大学東京（以下 TMU）は、東京都が設置者となっており、さまざまな公学連携事業を推進している。その一つとして、「アジアと日本の将来を担う看護・介護人材の育成」事業がある。これは EPA（経済連携協定）で来日した看護師・介護福祉士候補者の育成を支援するもので、専門日本語教育を含む、国家試験対策講座の提供が行われている。本章では、この事業の一環として行われた日本語予備教育に焦点を当てる。

TMU とインドネシア教育大学（以下 UPI）とは、交流協定が締結されており、以前から日本語教育学などの分野での協力があつた。また、インドネシアの看護系大学や大学の看護学科では、日本を含め海外の医療・福祉分野での活躍を希望する者も数多く、学部からの日本語教育を望む声（ディアンニ 2010）が

第2章

介護に従事する多様な海外人材のチャンネルと
人材育成

安里和晃

要旨

本章は多様化する海外人材リクルートのチャンネル（経路）について取り上げ、人材育成制度について比較し、以下の諸点を明らかにする。EPAは公費負担と雇用主負担が大きく、留学と技能実習制度は本人負担と雇用主負担が大きい。多様化チャンネルは選択肢を増やす一方、制度コストを上昇させ、人的資本が消極的になる可能性がある。後期高齢者の増大を考えると、介護人材の質の担保は必須であり、また労働力人口減少の時代における多様な人々の社会統合も避けられない。

キーワード

EPA、介護留学、技能実習制度、介護福祉士、人材育成

1. はじめに

本章は、多様化する海外人材リクルートのチャンネルについて取り上げることで、人材育成制度についての比較・検討を目的としている。EPAに基づく看護師・介護福祉士の導入から、10年が経とうとしている。交渉が始まったのが2002年だから、すでに10年以上、医療・介護人材の受け入れについて議論し続けてきたことになる。政府内部での議論はさらに早くから行われており、遡ること1990年代には法務省の検討会において、人口学的知見から少子高齢化を受けた海外人材の受け入れの検討がされていた。

ところが2008年に始まったEPAによる受け入れでは、人材不足の指摘にも関わらず、受け入れ人数は受け入れ枠の上限を満たしておらず、慎重に実施されてきた。厚生労働省は、協定の面目を保つため、国家試験合格に向けた教育費用を各省庁負担で実施した。EPAは労働需給ギャップを満たすためのものではないため、本格的な海外人材リクルートとは言えない。そこで、民間では新たな枠組みが模索されるようになった。そして2015年、「技能実習」や「留

第3章

外国人介護者とのワークシェアリング

中井久子

要旨

介護現場における日本人介護者と外国人介護者のワークシェアリングは、人材不足が深刻化する日本の介護システムの持続可能性を考える上で重要な課題である。ワークシェアリングを遂行する上で重要な視点は、「業務分担」、「共同作業」、そして「人間関係」である。「業務分担」では、外国人介護者が段階的に知識を習得し役割分担できることと、それに伴う評価の明確化が求められる。「共同作業」では、外国人介護者は記録以外の直接介護や生活環境整備等は、日本人と同等に業務ができることが実証されている。「人間関係」では、文化が異なる者同士が共同作業を行う職場では両者の摩擦は避けて通れないが、摩擦を解決するプロセスの中で新たな関係性を築くことは可能である。国の新たな介護人材確保対策は、多様な人材を活用し、業務の機能分化を進める方向を打ち出しており、外国人介護者とのワークシェアリングを進める追い風となっている。

キーワード

介護現場の業務分担、日本人と外国人の共同作業、職場の人間関係、介護人材の国際需要、介護システムの持続可能性

1. はじめに

本章の目的は、外国人介護者が就労する介護現場における、日本人介護者と外国人介護者とのワークシェアリングの在り方について検討することである。

現在日本の介護現場には、多くの外国人介護者が就労している。EPA 候補者を受け入れる直前に、全国の特養・老健を対象に行われた外国系介護職員の雇用に関する調査（約 8000 施設）では、回答があった約 2800 施設のうち、約 16.6% ですでに外国人を雇用したことがあると回答している（稲葉 2011）。また、2008 年から始まった EPA 制度で受け入れたインドネシア、フィリピン、

第 4 章

外国人介護人材の定着の可能性と求められる役割

—ベトナム人看護学生に対するアンケート結果を踏まえて

天野ゆかり

要 旨

団塊世代が後期高齢者になる 2025 年には、介護人材が 37.7 万人不足するとされている。このような社会背景の中、介護人材の質的・量的確保において、外国人介護人材の活躍が期待されるようになってきた。EPA による、インドネシア・フィリピン・ベトナムからの介護福祉士（候補者）の受け入れは、質的な面で一定の評価は得られているものの、量的には期待できない。2016 年 11 月、法改正により外国人技能実習制度に新たに介護分野が追加されることとなり、EPA とは逆に量的確保が期待できる人材として注目を集めている。

ベトナムでは、看護学校を卒業しても公立病院などの正規採用は難しく、看護学生のキャリアアップの一つの手段として日本を中心とする海外での就労に関心が寄せられている。本章では、ベトナム人看護学生を対象にしたアンケートおよび面接調査の結果を踏まえ、どのような人材がどのような目的で日本の介護現場で働こうとしているのか、その期待される役割とともに考察する。

キ ー ワ ー ド

外国人介護人材、定着、EPA、外国人技能実習制度、ベトナム人看護学生

1. はじめに

厚生労働省は、第一次ベビーブーム（1947 年～1949 年生まれ）に出生した団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年には、37.7 万人の介護人材が不足すると指摘している^{注1}。今後は、圧倒的に不足する介護人材の量的確保と、介護ニーズの高度化・多様化に対応し得る質的確保を同時に達成できるよ

注1 厚生労働省（2015）「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokuyoku-Shakai-Fukushikibanka/270624houdou.pdf_2.pdf>（2018 年 1 月 29 日閲覧）

第5章

「暮らしやすい社会」という理想に向けて

— 異文化協働の愉しさ構築

二文字屋修

要旨

1989年の出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の改正により、看護師に交付する在留資格が整備された。その後の基準省令改正の変遷を厚生労働省（以下、厚労省）の通達から追ってみると、受け入れが拡大する一方で、「外国人看護師」という存在に対する変わらない姿勢が見えてくる。

またこれまで在留資格がなかった介護は、2017年内に資格化されることが決まり、介護技能実習生導入なども含めて受け入れ機運は一段と高まっている。

医療・福祉分野での外国人労働という古くて新しい問題を整理しながら、現場の視点で論じてみたい。

キーワード

改正入管法、外国人看護師、技能移転、地域包括ケア、相応しい日本語

1. はじめに

医療・福祉分野の外国人労働者は対人就業という点で日本語力への要求度が高くなる。雇用側としては当然だが、それが受け入れ障壁として作用する側面もある。外国人労働者を語る際に伏流水のようにある日本語の問題を、一律に線引きすると横暴になりかねず、しかし個々人に合わせるわけにもいかない。このジレンマをどう解消すればいいのだろうか。

1.1 外国人が日本で看護師になるには

外国人が日本で看護師を目指す時、そこには「留学」、「看護師国家試験受験資格認定」、そして「二国間経済連携協定」という3つのルートがある。

まず、留学だが、1989年の入管法改正により、在留資格「医療」ができ、「医師・歯科医師その他法律上資格を有する者」を専門的・技術的分野の人材